

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日が休日にあつたときは、その翌日)

## 目 次

◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医の登録(二件)

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

解除予定の保安林

土地改良事業計画の適否の決定

土地収用法による土地の立入り

土地区画整理事業の認可

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

## 規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中第一更生指導所の項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定は、昭和五十二年五月一日から適用する。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十二号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号を次のように改める。

八 雇用対策法施行規則第二条第四項に規定する求職者

第四条第二項第一号中「千六百二十円」を「千八百十円」に改め、同項

第二号中「千四百四十円」を「千六百十円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 佐治村及び日南町の地域 千五百七十円

第四条第三項中「千四百円」を「千五百七十円」に改める。

第六条第二項中「三百九十円」を「四百三十円」に改め、同条第六項中「一万七千五百十円」を「一万三千二百五十円」に改め、同項第二号中「千四百四十円」を「千五百三十円」に、「二千五百二十円」を「二千七百円」に、「二千七百九十円」を「二千九百七十円」に、「三千七百八十円」を「四千四百四十円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。ただし、改正後の規則第三条第一項第八号の規定は、同月十八日から適用する。

3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和五十二年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第五百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松 長 泰 志	鳥医第二、一八〇号	昭和五十二年七月十一日
浜 崎 尚 文	第二、一八一号	"
渡 辺 章	第二、一八二号	"
泉 明 夫	第二、一八三号	"
平 木 誠 一 郎	第二、一八四号	"
宮 元 修 一	第二、一八五号	"
福 田 和 夫	第二、一八六号	"
石 井 尚 吾	第二、一八七号	"
山 田 憲 明	第二、一八八号	"
渡 辺 喜 代 隆	第二、一八九号	"
小 竹 寛	第二、一九〇号	昭和五十二年七月十二日

鳥取県告示第五百六十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
渡 部 隆 夫	鳥齒第三四七号	昭和五十二年七月十一日
今 田 晴 美	" 第三四八号	"
小 谷 仁 美	" 第三四九号	"

鳥取県告示第五百六十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
湯 谷 恵 子	鳥国薬第三五二号	昭和五十二年六月八日
向 栄 二	鳥国医第二、一七四号	"

鳥取県告示第五百六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字栗祖一〇一九の一(次の図に示す部分に限る。)、一〇三五の五、字内札谷一二三三の二、一二三五の二、一二三六の二、一二三七の二、一二三九の一六、一二三九の一七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第五百六十六号

昭和五十二年五月十六日付けで会見町から申請のあつた土地改良(賀野地区暗きよ排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十二年七月二十七日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

会見町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百六十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 起業者の名称

建設大臣

## 二 事業の種類

一般国道三百七十三号改築工事

## 三 立ち入らうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字中原字山木ノ下モ、字下河原、字上ミ河原、字北皆地、字宮皆内、字宮ノ前、字東山及び字上エ山、大字尾見、字立水及び字大谷、大字福原字下田、字オノ元上へ、字家ノ廻り、字下田ノ上、字馬瀬ノ上、字前田、字稗原、字上茶屋、字アソウ谷平、字樽見下モ土居、字樽見上土居、字枋市口、字枋市右平、字双瀧上平及び字双ヶ瀧並びに大字駒帰字クツカケ、字貝津掛、字前側、字上側上エ、字上ノ側、字上田、字石船、字奥駒帰り、字小田、字牧原下皆地、字木原口、字京原杉及び字板谷地内

## 四 立ち入らうとする期間

昭和五十二年七月二十七日から昭和五十三年三月三十一日まで

## 鳥取県告示第五百六十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第四条第一項の規定に基づき、福庭土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び氏名又は名称

鳥取市瓦町三五一番地

株式会社 湖東商事

代表取締役 森本保雄

神戸市須磨区潮見台一丁目三四番地

野一色正知

二 事業施行期間

昭和五十二年七月二十六日から昭和五十四年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市福庭字澤及び字清水の各一部

四 土地区画整理事業の名称

福庭土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市瓦町三五一番地

株式会社 湖東商事

六 施行認可の年月日

昭和五十二年七月二十日

七 事業年度

昭和五十二年度及び昭和五十三年度

八 公告の方法

鳥取市瓦町三五一番地株式会社湖東商事掲示板に掲示する。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和五十二年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年七月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十二年七月二十八日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 白ばら研修会の開催について